

補助対象経費の適否 (協会補助金、連盟事業助成金・奨励費)

No.	経費区分	経費内容	例	適否
1	交際費	全ての交際費	東海村文化協会補助金交付要綱(平成20年3月31日告示第59号)による	×
2	慶弔費	全ての慶弔費	東海村文化協会補助金交付要綱(平成20年3月31日告示第60号)による	×
3	報償費	同一連盟会員に対する報償費	①連盟内講習会等の講師に同一連盟会員を依頼した場合の謝礼 ※東海村文化協会補助金交付要綱(平成20年3月31日告示第60号)による	×
			②連盟内講習会等の講師に外部講師を依頼した場合の謝礼□	○
4	視察研修経費	宿泊費等	連盟開催の交流会・慰安会等すべての旅行に伴う宿泊費、旅費	×
		入場料	研修や視察に該当する場合 年額上限2,500円/人 ※連盟の活動に関連性があるもの	○
		交通費	〃 電車・バス代等 ※公共交通機関、貸切バスなど	○
		雑費	バス運転手寸志	×
5	消耗品費	事務用文具類、資料代、講座の材料代等 【例】コピー用紙、パソコン用インクカートリッジ	個人の作品の制作にかかる材料費等	×
		表彰・賞品代	連盟事業の講座等で教材として使用する場合の作品に掛かる材料費等	○
			連盟事業での成績優秀者をたたえる賞状・メダル・トロフィーの贈呈	○
			連盟事業での上記以外の賞品および参加賞等	×
6	食糧費	会議	連盟主催の会議でのお茶代(アルコール不可) ただし、補助金充当を優先すべき経費がある場合はそれを充てる。 連盟主催の会議および各団体会議等での弁当代 東海村補助金等交付決定基準に関する要綱(平成18年6月6日訓令第19号)	○
		研究会、視察	茶菓子、飲物、飲食代、宿泊先での飲食代	×
		運搬費	個人の作品の出品のための宅急便料金	×
7	通信運搬費	電話料	連盟内で連絡担当として事務局にあらかじめ申請した者に限り年額1,000円 (受領書の発行・提出)	○
		傷害保険料	連盟内事業および視察研修旅行等の参加者に対する旅行保険料(対個人向け)	×
9	使用料・賃借料	施設使用	公的施設の使用料	○
			連盟会員所有施設、土地の借用	×
		備品・用具類借用	公的所有の備品・用具等	○
			連盟会員所有の備品・用具類	×
10	負担金	参加・負担金	東海村文化祭等協会事業以外のイベントへの参加費	○
			芸術祭参加負担金(食糧費以外の充当が明確な場合)	○
			各種パーティー・懇親会等への参加費	×

・協会への村補助金の対象は、運営費及び事業費。

・連盟への事業助成金、奨励費の対象は事業費。